

令和4年3月4日

市民の皆様へ

尾道市長 平 谷 祐 宏

「尾道市主催イベントの開催及び施設利用の方針」の改正について

広島県は、本日、「まん延防止等重点措置」適用に伴う集中対策を3月6日で終了することとし、今後も感染再拡大の防止に向けた取り組みを行うことを決定しました。

これを受け、本市においては、現在の「尾道市主催イベントの開催及び施設利用の方針」を改正し、**3月7日から**次のとおり対応することとしました。

ただし、今後の状況により見直す場合がありますのでご承知ください。

市民の皆様には引き続き感染防止対策の徹底等のご協力をお願いいたします。

【市主催イベント等開催についての対応方針】

- 収容率と人数上限の少ない方を限度とし、感染対策を講じたうえで開催することができる。

収 容 率：①歓声、声援等が想定されない場合 100%以内

②歓声、声援等が想定される場合 50%以内

人数上限：5,000人

*イベントを開催する時は、県が示す感染防止策チェックリストを作成し、公表（HPや会場に掲示）すること。

【施設利用についての対応方針】

- 基本的には開館又は利用可とする。

ただし、次の一部施設については3月25日（金）まで使用不可とする。

・学校の屋内施設（体育館）

・因島総合福祉保健センター及び瀬戸田福祉保健センターのプール

*施設利用については感染防止対策を徹底することを条件とする。

*催し（イベント等）を開催する時は、県が示す感染防止策チェックリストを作成し、公表（HPや会場に掲示）すること。